

第4号議案 「石橋文化振興基金」の創設について

作年10月に逝去された、元当会事務局次長の故浦田勝美氏より、当会に対し現金100万円のご寄付をいただきました。故人の石橋を愛する情熱を受け継ぎ、石造文化財である石橋の魅力を伝え石橋を守る有効な活動に活用させていただくため、「石橋文化振興基金」を設立いたします。

石橋文化振興基金規定（案）

第1条（目的）

日本の石橋を守る会の目的達成にむけた活動を推進するため「石橋文化振興基金」を創設する。

第2条（原資）

日本の石橋を守る会へ賜った寄付金を原資とする。

第3条（基金の活用）

基金は、ご寄附いただいた方の意思を尊重し、石橋の魅力を伝え石橋を守るための有効な活動に対する支援に活用する。

第4条（支援の決定）

前条の支援は理事会の審議を経て決定する。

第5条（運用開始）

当規定の決定時より運用を開始する。